

我孫子市公民館条例の一部を改正する条例

我孫子市公民館条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 略 <u>（登録）</u></p>	<p>第6条 略</p>
<p>第7条 <u>公民館の施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の登録を受けなければならない。</u></p> <p>（使用の許可）</p>	<p>（使用の許可）</p>
<p>第8条 <u>公民館の施設等を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>（使用の制限）</p>	<p>第7条 <u>公民館の施設又は設備を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>（使用の制限）</p>
<p>第9条 略</p> <p><u>（使用の許可の取消し等）</u></p>	<p>第8条 略</p> <p>2 <u>教育委員会は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、使用の許可を取り消し、使用を停止させ、又は退館を命ずることができる。</u></p>
<p>第10条 <u>教育委員会は、第8条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）</u></p>	

がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

2 前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の中止により使用者に損害を生ずることがあっても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

第11条 略

(使用料の納入)

第12条 使用料は、使用の許可を受けた施設等を使用する時に納入しなければならない。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者は、自己の都合により許可を受けた施設等の使用を取りやめた場合は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

第13条 略

第14条 略

(公民館の管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第15条 前条の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条ただし書中「我孫子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要があると認めると

第9条 略

(使用料の納入)

第10条 使用料は、使用の許可を受けた施設を使用する時に納入しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるものについては、この限りでない。

2 使用者の責めにより許可を受けた施設等の使用を取りやめた場合は、規則で定めるところにより使用料を納入しなければならない。

第11条 略

第12条 略

(公民館の管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第13条 前条の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条ただし書中「我孫子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要があると認めると

きは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て」と、第6条ただし書中「教育委員会が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第7条から第10条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第16条 略

（管理の基準）

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の定めるところにより、適正に公民館を維持管理しなければならない。

第18条 略

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第11条関係）

表 略

きは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て」と、第6条ただし書中「教育委員会が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第7条及び第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第14条 略

（管理の基準）

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に公民館を維持管理しなければならない。

第16条 略

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表（第9条関係）

表 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。